

## 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和3年度 蕨市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	4	2	64,300	5	0	0	64,300
1	80	キシレン	4	2	454,000	2	0	0	454,000
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	4	2	304,600	4	0	0	304,600
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	4	2	53,300	7	0	0	53,300
1	300	トルエン	5	1	1,097,000	1	2,000	0	1,095,000
1	392	ノルマル-ヘキサン	4	2	313,100	3	0	0	313,100
1	400	ベンゼン	4	2	58,800	6	0	0	58,800
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	1	8	1,900	9	1,900	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	1	8	3,000	8	3,000	0	0
合計			—	—	2,350,000	—	6,900	0	2,343,100

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。